

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管府省庁
0120280	製造業における一般労働者としての外国人労働者の参入規制の緩和	出入国管理及び難民認定法(昭和26年法令第119号)	いわゆる外国人単純労働者を受け入れるための在留資格は存在しない。	C		いわゆる単純労働者の受け入れについては、国内労働市場や国内治安に際する問題等の国民生活に多大な影響を及ぼすことから、十分慎重に対応することが不可欠である。特に、現在、国内に滞在する外国人については、業種地域において、若者層による犯罪が多発するなど、日本人を中心に、地域社会の間で軋轢、摩擦が生じているなど、生活者としての問題が生じていることから、生活上の問題が生じている外国人に対する必要な対応について、政府で検討を行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、政府内での議論を踏まえ、治安その他の国民生活に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所定の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考えます。			C							1 0 6 0 0 1 0	現行の出入国管理及び難民認定法では、専門的・技術的外国人労働者の受け入れに関しては種別的に推進しているが、いわゆる外国人単純労働者を受け入れるための在留資格は設けていない。この外国人単純労働者の在留資格を設けて頂きたい。	大分臨海工業地帯において、大型工場施設を建設する。当該工業地帯は経済発展の著しい中国を始めとするアジア諸国に近接しており、用地造成も完了している。当該用地には大型タンカーが接岸可能であり、大分空港まで11分、大分港(大在工)まで約10分、大分港(大在工)まで約10分と日本各地やアジア市場へのアクセスが容易である。既に鉄鋼、石油化学、電力分野等の工場が立地しており、重化学工業業種が盛んである。また、電力や工業用水供給体制も整備されている。このように工業用地としての付加価値は非常に高い。この臨海工業地帯の中に未利用地が存在している。この工業団地の特性を最大限活かせる大型工場施設の建設を図る。	大分県	警察庁 法務省 厚生労働省	
0120290	「短期滞在」における身元保証制度の緩和について	外務省設置法(平成11年法律第94号)第4条第13号等	中国人が短期商用等査証を申請する際、日本側へ「短期滞在」の申請書と併せて、身元保証書の提出が求められており、受け入れが日本国政府中央政府省庁の課長職又は大学の教授以上の方で、業務上認められている。	C		提案の趣旨に「かんがみ、独立行政法人に係る外務省の整理により対応する。			C							1 0 8 0 2 0	中国国籍者等が「短期滞在」で入国する場合、原則身元保証が必要とされているが、学会参加等の学術交流目的で国の独立行政法人の研究機関で一定の地位にある者が招聘する場合に限り、身元保証制度を免除する。	特区内での再生医療等ライフサイエンス分野の先進的研究は、特に国際的な研究交流は日常的に実施されている。本市でも国際学会等におけるアジア地域の研究者との交流は増大しつつあるが、この場合、中国人等の研究者が日本に入国する場合は、身元保証制度が適用される。今後、特区内におけるライフサイエンス分野の研究を促進し、本市が目指すスーパークラスターの形成の一層加速を図るため、特区で指定する国の独立行政法人の研究機関で一定の地位にある者(大学教授クラス)が研究交流目的で中国人等の研究者(大学、公的研究機関に在籍する研究者)を招聘する場合に限り、身元保証制度の免除を求める。	神戸市	警察庁 外務省	
0120300	ライフル銃所持に関する規制緩和	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第1条の2第4項第1号	銃刀法では、狩猟又は有業農家等が銃砲の所持に供するためライフル銃を所持しようとする者が次のいずれかに該当する者でなければ、許可をしないこととしている。 ライフル銃による銃撃の捕獲・経路を職業とする者 事業に対する被害を防止するためライフル銃による銃撃の捕獲・経路を必要とする者 継続して10年以上銃撃銃の所持の許可を受けている者	D		ライフル銃は大家に威力が強(危険性が大きい)ものであることから、銃刀法では、使用のみならず保管管理等、銃砲の取扱い全般にわたって安全性が期待できる者として、継続して10年以上銃撃銃の所持の許可を受けている者をライフル銃の所持の許可の対象としている(左記の)。 地方、同法では、真にライフル銃の所持を必要とする者については継続して10年以上銃撃銃の所持の許可を受けていること(左記の)及び、所持許可の申請者が左記の)及びに該当する場合には、ライフル銃の所持許可を受けることは可能である。			D						1 0 6 9 0 2 0	遠軽町白濁(旧白濁村)という山林と農地が隣接した特定した地域のみライフル銃が所持できる為の銃砲と農地が隣接した特定した地域の刀剣類所持等取締法の許可年数の緩和とされることにより急増しているエゾ鹿の個体数・短銃を含む調整を図り、ハンター人口の減少を防ぎ高齢化問題解消を目指す。農林業にも被害減少という効果があることを目的としている。	三協鉄工業 限会社	警察庁			